

産業保健



当センターでは、産業保健に関する様々な問題について、窓口又は電話・FAX・メール等で **無料** にて相談に応じております。寄せられた主なものを紹介いたしますので、お気軽にご相談下さい。

質問：安衛法第66条の8による長時間労働者の医師による面接指導について

- ①派遣労働者の場合は、派遣元あるいは派遣先のいずれで実施するのでしょうか。
- ②時間外労働が1ヶ月100時間を超え、申し出があった場合には、年齢等にかかわらず全員面接指導を実施しなければなりませんか。

回答 ①：派遣元事業場で面接指導を実施することになってます。(派遣法第45条第3項)

②：安衛法では、①時間外労働が1ヶ月100時間を超えていること、②疲労の蓄積が認められること、③本人の申し出があること、となっていますが、「産業医の勧奨制度」や「事業場で定める基準」等により、必ず実施しなければならないことになってます。(安衛法第66条の8及び安衛法第66条の9)(安衛則第52条の2、安衛則第52条の3及び安衛則第52条の8)

なお、安衛法の主な事項の、派遣先及び派遣元のいずれが責任を負うのかの適用例を以下にまとめましたので参考にして下さい。

事 項	派遣先	派遣元
総括安全衛生管理者の選任等	○	○
安全管理者の選任等	○	
衛生管理者の選任等	○	○
安全衛生推進者の選任等	○	○
産業医の選任等	○	○
安全委員会の設置等	○	
衛生委員会の設置等	○	○
安全管理者等に対する教育等	○	○
安全衛生教育（雇入れ時、作業内容変更時）		○
安全衛生教育（作業内容変更時、危険有害業務就業時）	○	
危険有害業務従事者に対する教育	○	○
就業制限	○	
作業環境測定	○	
作業環境測定の結果の評価等	○	
作業の管理	○	
作業時間の制限	○	
健康診断（一般健康診断等、当該健康診断結果についての意見聴取）		○
健康診断（有害な業務に係る健康診断等、当該健康診断結果についての意見聴取）	○	
健康診断（健康診断実施後の作業転換等の措置）	○	○
一般健康診断の結果通知		○
医師等による保健指導		○
病者の就業禁止	○	
健康教育等	○	○
体育活動等についての便宜供与等	○	○
安全衛生改善計画等		○